

令和7年度 進路の手引き

働く

楽しむ

暮らす



福井大学教育学部附属特別支援学校
進路指導部

令和7年4月発行

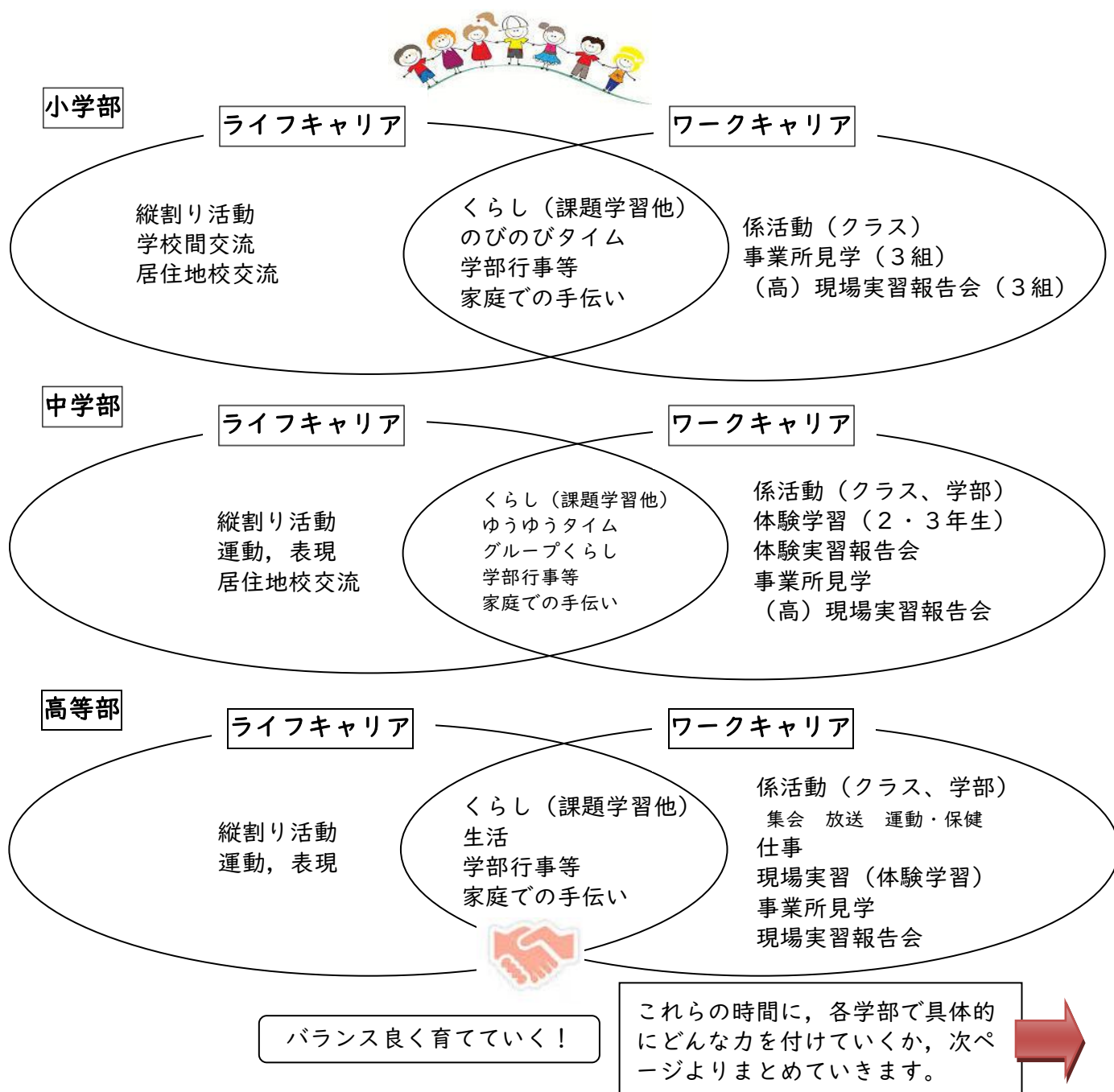
目次

はじめに	 p 1
1 各学部におけるキャリア発達	
（1）小学部段階において育てたい力	 p 2
（2）中学部段階において育てたい力	 p 3
（3）高等部段階において育てたい力	 p 4
2 進路指導の進め方	
（1）小学部から高等部までの進路指導の流れ （進路日程等含む）	 p 5
（2）各項目の内容	 p 6
（3）中高等部の保護者にさせていただくこと	 p 7
3 卒業後の進路について	
（1）日中活動の場（進路先）について	 p 9
（2）生活の場について	 p 11
（3）卒業生の進路先	 p 14
（4）障害者総合支援法	 p 16
4 資料（関係機関）	
（1）一般就労	 p 16
（2）福祉的就労	 p 17
（3）他の専門機関	 p 21
（4）各地区の福祉ガイドブック	 p 21
（5）医療機関	 p 22

はじめに

文部科学省が推進しているキャリア教育とは、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育」とされています。具体的には人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を高めていくことにあたります（近年、様々な学校の取り組み等を経て、必要な能力はさらに整理されてきています。）。それは一朝一夕にできるものではなく、また、一つの授業形態でできるものではなく、学校の教育活動全体で、また家庭生活で、長い期間をかけてじっくり育てていくものだと思います。本校では小学部で培いたい力、中学部で培いたい力、高等部で培いたい力を押さえながら、キャリア教育の充実を図っています。また、中高等部は体験実習や現場実習の機会も大切にしながら「自分にとって生き生きと社会生活を送れる場所」を探したり、自分のキャリアに関する力を高めたりしています。

キャリア教育には「ライフキャリア（暮らしの力）」と「ワークキャリア（働く力）」という考え方があります。子どもたちの将来について、就労だけでなく生活全般の豊かさを目指して実践しています。調和のとれた発達を目指していきます。



Ⅰ 各学部における「キャリア発達」

各学部の活動では、小学部・中学部・高等部と段階を追って将来必要な力を育てています。本校では、国立特別支援教育総合研究所のキャリアプランニング・マトリックスを参考にしながら各学部で育てたい力を検討し、授業に生かしています。

（Ⅰ）小学部段階において育てたい力

人間関係の形成能力・・・人との関わり、集団参加、意思表示、挨拶・清潔・身だしなみ

- ・自分の良さへの気付き
- ・友達の良さへの気付き
- ・安心できる場で、様々な楽しい経験を積み重ねる中で、色々な感情を抱く
- ・「声掛けを受けて」「友達の様子を見て」「自分で」やってみようとする
- ・自分の「好き・嫌い」などの気持ちに気付く
- ・日常生活に必要な意思の表出
- ・挨拶、身だしなみの習慣化



情報活用能力・・・様々な情報への関心・社会資源の活用とマナー・金銭の扱い・働く喜び

- ・仕事、働く人など身の回りの様々な環境への関心
- ・地域の公共施設などの活用と身近な決まり
- ・体験を通じた金銭の大切さの理解
- ・自分が果たす役割の理解と実行



将来設計能力・・・習慣形成、夢や希望、やりがい、進路計画

- ・家庭、学校生活に必要な習慣づくり
- ・様々な職業への気付きや関心
- ・活動や身の回りのことに興味を持ち、楽しく物事に向かうことができる
- ・意欲的な活動への取り組み

意思決定能力・・・目標設定、自己選択、振り返り

- ・「やった!」「できた!」の体験
- ・遊び、活動の選択
- ・活動の振り返り

小学部のキャリア発達として、「自分の思いに気付くこと」「自分の意思を表出すること」「自分を大切にすること」など、学校生活全般を通して育むことを大切にしています。

【小学部の保護者の皆様へ】

本校の進路指導部は、進路先を選択していくために見学会や説明会、学習会を企画しています。小学部段階では、初めての用語に戸惑ったり、今はまだ早いのでは・・・と感じられたりするかもしれませんが、今から少しずつ知ってもらえると良いと思います。大切なことは、様々な情報に触れて地域社会や制度の現状を知り、見通しや安心感を持ちながら、「今」を応援していくことです。そのために見学会などに参加されることをお勧めします。

(2) 中学部段階において育てたい力

人間関係の形成能力…人との関わり、集団参加、意思表示、挨拶・清潔・身だしなみ

- ・肯定的な自己理解、相手の気持ちの理解
- ・集団での役割や協力
- ・社会生活に必要な意思の表現
- ・挨拶・清潔・身だしなみ
- ・状況に応じた言葉遣いや態度



情報活用能力…様々な情報への関心、社会資源の活用とマナー、金銭の扱い、働く喜び

- ・進路をはじめとした様々な情報の収集
- ・社会資源の活用 ・社会のルールを理解 ・金銭の扱い
- ・学校生活、家庭生活における一員としての役割の実行
- ・様々な職業があることや仕事の楽しさについての体験



将来設計能力…習慣形成、夢や希望、やりがい、進路計画

- ・職業生活のベースとなる基本的生活習慣の形成
- ・将来の夢や職業への憧れ
- ・様々な学習活動への主体性



意思決定能力…目標設定、自己選択、振り返り、自己調整

- ・目標の設定と達成までの努力
- ・自己の個性や興味・関心に基づいた自己選択
- ・活動場面での振り返りとそれを次に生かそうとする努力

中学部では、一人一人の興味関心のあることを基にテーマを設定し、体験的・実践的な活動に取り組み、達成感や自己有用感につなげていくことを大切にしています。授業の中で、また体験実習等の機会を通じて、自分の得意なことや好きなこと、また苦手なことなどにも気付くことで、将来の就労や生活を少しずつイメージできるようにしていきます。

【中学部の保護者の皆様へ】

中学部では2年生から実際の産業現場における体験実習を実施しています。将来の就労を考えるために大事なことのひとつとして、得意なことや好きなことを見つけるといことがあります。そのため、いろいろなことにチャレンジできるよう、御家庭でもお話をしていただくなど御協力をよろしくお願いします。また、将来の生活を見据えて家庭での仕事（手伝い）をお子様と一緒に考えて取り組んだり、買い物をしたり、公共交通機関を利用したりして経験を増やしていきましょう。学校で使った箸やスプーンを洗うことや、家族のために洗濯物をたたむなど、簡単にできることから取り組めると良いと思います。また、お子様の将来の自立した社会生活のために、中学部段階から事業所見学会や学習会に参加して、就労先の情報や将来のために有益な情報を集めていきましょう。

(3) 高等部段階において育てたい力

人間関係の形成能力…人との関わり、集団参加、意思表示、挨拶・清潔・身だしなみ

- ・自己理解（自分の良さ、特性の理解とその対応方法）
- ・他者の考えや個性尊重
- ・集団（チーム）の一員としての役割遂行
- ・必要な支援を求めたり、相談したりできる力
- ・ＴＰＯに応じた言動
- ・異性への関わり方、モラル
- ・他人との適切な距離感
- ・感情のコントロール



情報活用能力…様々な情報への関心・社会資源の活用とマナー・金銭の扱い・働く喜び

- ・職業生活・社会生活に必要な情報の収集と活用
- ・社会の様々な制度やサービスの理解と実生活での利用
- ・労働と報酬の関係の理解と計画的な消費
- ・働くことの意義と果たすべき役割の実行



将来設計能力…習慣形成、夢や希望、やりがい、進路計画

- ・職業生活に必要な習慣の形成
- ・働く生活を中心とした新しい生活への期待
- ・将来設計に結び付く進路計画
- ・自己管理能力（健康や体力の維持、増進）
- ・自らの生活を楽しむ力（余暇設計、調理・洗濯・掃除等の家事の力）



意思決定能力…目標設定、自己選択、振り返り

- ・進路希望の実現を目指す目標設定とその解決への取り組み
- ・現場実習に基づく進路選択
- ・現場実習の自己評価と課題解決のための選択肢の活用



その他

- ・課題解決能力（正確な作業、作業速度、創意工夫、あきらめず取り組む）
- ・課題対応能力（折り合いを付ける力、助言を受け入れ生かす力、変更の受け入れ）

高等部は上記のようないろいろな力を付けていくのと同時に、卒業後の生活につなげていく時期です。卒業後、就労先での安定した職業生活、余暇の充実、健康管理や金銭管理をどのように進めていくのかについても本人の実態をつかみながら考えていく時期でもあります。その際、誰にどんな支援を受けて実現していくのか、本人の自己理解も促しながら考えることが大切です。

高等部の保護者の皆様へ 現場実習について

- ★各学年の実習で目指すもの
 - 1年生 働く経験を通して 働く喜びや意欲を持つ
 - 2年生 様々な実習先を経験し、進路選択の幅を広げる
 - 3年生 自分に合った就労先を見つける
- ★実習の期間
 - 1年生 6月の体験実習 秋の実習（学校実習1週間、現場実習2週間）
 - 2年生 6月の体験実習 秋の実習（現場実習3週間）
 - 3年生 6月の実習（現場実習2週間） 秋の実習（現場実習3週間）

現場実習では、仕事の力だけではなく、通勤できるか、休み時間を過ごせるか、昼食の弁当を食べられるかなど生活全般の力が試されます。仕事内容、工賃（給料）だけでなく、人間関係や通勤の状況、休み時間の状況などあらゆることを総合的に判断し、実習先を決めたり、進路先を選択したりしていきます。

2 進路指導の進め方

(1) 小学部から高等部までの進路指導の流れ（進路日程等含む）

月	小学部	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
4	進路指導についての説明(10日)(各学部), 本人・保護者の願いアンケート, 個別教育相談(24日, 25日)						
					進路相談希望調査 (4月25日, 30日, 5月1日)	現場実習先最終確認調査	
5	進路説明会(zoom)(1日)						
					卒業生の進路先訪問(生活班ごとに実施)		
6	現場実習壮行会(全校集会等で紹介)				体験実習(16日~20日)		前期の現場実習2週間 (9日~20日)
7	個別教育相談(中学部2・3年生進路相談会)(16日, 17日)						
夏 休 み	事業所見学会(7月23日, 24日 午前)福井圏域・坂井圏域						
			事業所見学, ミニ体験 (必要な生徒のみ)				求職登録 (一般就労, 就労継続支援A型)
8	進路に関する学習会(29日午後)						
9					実習先希望調査・決定 実習関係書類の提出		
10	現場実習壮行会(全校集会等で紹介)						
	校外学習 現場実習先 見学 (小5・6)	現場実習先見学 (グループくらしごとに実施)			職業ガイダンス(高等部生活1班の生徒・中高保護者) 個別教育相談(8日, 9日) ☆後期の現場実習3週間(10月20日~11月7日) 高等部1年生は学校実習1週間, 現場実習2週間		
11			事業所体験実習 11月5日~11日 (授業日に分散して実施)			労働局・ ハローワーク実習 (希望者)	
			事業所体験実習報告会 (19日~21日)				
12	現場実習報告会(ニーズ別に実施)						
	個別教育相談(3日, 4日) 高1・2進路相談(3日~5日) ※高等部2年生は次年度の春の現場実習先を相談する。就労選択支援が必要な生徒は, 次年度の春の実習までに福祉サービス 利用手続き(相談支援専門員を決める, 移行支援事業所と契約する)を行う。高等部1年生は次年度6月の体験実習先を相 談する。						
							面接, 履歴書作成等 (一般就労, 就労継続支援A型)
1	中学部体験 (27日~29日) (小6)			高等部体験 (19日, 20日, 22日)			福祉サービス利用内定者自 立支援給付手続き (区分認定調査・相談支援専門員 との話し合い, 申請)
2							サービス調整会議・ 移行支援会議 (一般就労内定者)
	個別教育相談(25日, 26日)						
3							事業所利用手続き (福祉サービス利用内定者) 雇用契約手続き (一般就労内定者)

※その他, 福井市・坂井市の事業所説明会, 就職面接会など随時案内(希望者は参加可能)

(2) 各項目の内容

月	手続きなど	対 象	解 説
4	本人・保護者の願いアンケート(前年度末)	全員	将来の生活について、本人や保護者の方の希望をおおまかに把握します。
	進路相談アンケート	高1年 (中は7月)	今年度の進路相談の希望の有無、相談したい内容、希望する日時を把握します。
5	進路説明会	小中高保護者	本校の進路指導について保護者の方に説明をします。卒業後の社会生活のために学校生活や家庭生活で大切なこととお話します。
	進路相談	高1年 (中は7月)	今年度の進路指導の進め方について、保護者の方と担任、進路担当者で話し合います。(中学部は7月16日、17日の個別教育相談会同日に実施します。)
6	産業現場等における実習	高3年	希望する進路先の候補となる事業所で、2週間にわたって実際の活動を体験します。(卒業後すぐに就労継続支援事業所の利用を希望する場合、就労アセスメントを行います。)
	体験実習	高1・2年	実習及び進路先を探すために、企業や福祉サービス事業所にて体験実習を行います。(夏季休業中は基本的に実施しません)
7	事業所見学会	小中高保護者 教員	福井市と坂井圏域の事業所を見学します。
8	事業所見学・ミニ体験	中2・3年	11月の事業所体験実習に向けて気になっている事業所を見学したり、ミニ体験を実施したりします。
	求職登録	高3年の企業就職希望者 就労継続支援A型利用予定者	ハローワークに求職者として登録を行います。秋の実習後、一般企業や就労継続支援A型事業所より、ハローワークに求人票が提出された後、応募できるようになります(未定者は追加実習後)。
	進路に関する学習会	小中高保護者 教員・外部	子育てや将来の生活に必要な支援について、講師を招いて学習会を行います。
10	職業ガイダンス	高生活1班の生徒・保護者	一般就労に向けての心構えについて、外部講師を招いて学習会を行います。
	産業現場等における実習	高等部全員	卒業後の進路先の候補となる事業所で、3週間にわたって実際の活動を体験します。高等部1年生については、学校実習1週間ののち現場実習を2週間行います。
11	現場実習先見学	小3組・中学部	児童生徒のニーズに応じた現場実習先を見学します。
	労働局・ハローワーク実習	高2年 (希望者)	労働局・ハローワーク福井、三国で体験実習を行ないます。就労に直接結びつくものではありませんが、一般就労・就労継続支援A型就労を目指す希望生徒が参加します。
	事業所体験実習	中2・3年	授業日に分散して、体験実習を1日行います。
12	現場実習報告会	小3組・中学部・高等部	現場実習の様子や感想を高等部生徒が発表します。ニーズ別のグループに分かれて実施します。
	中学部事業所体験実習報告会	中学部生徒	体験実習の様子や感想を中学部2・3年生が発表します。
	進路相談	高1・2年	新年度の進路指導の進め方について、保護者の方と相談支援専門員、担任、進路担当者で話し合います。
1	自立支援給付申請手続き	高3年の福祉サービス事業所内 定者	市町の福祉課の窓口に、福祉サービス利用の申請を行います。介護給付の場合は医師の意見書が必要になり、市町の区分認定調査を受けます。(未定者は追加実習後)
2	*サービス調整会議 移行支援会議	高3年	進路先、市役所の福祉課、相談支援事業所、担任・進路担当者、本人・保護者等が集まって、スムーズに進路先に移行できるように話し合います。

3	事業所利用手続き	高3年の福祉サービス事業所内定者	市町より受給者証を受け取ったら、事業所との契約に入ります。個別支援計画の作成等について打ち合わせを行います。
	雇用契約手続き	高3年の企業内定者	一般企業と、労働形態、労働時間、賃金、社会保険、援護制度の利用等について話し合い、雇用契約を結びます。

*相談支援事業所からの呼びかけで開くのがサービス調整会議。学校からの呼びかけで開くのが進路ケース会議です。進路ケース会議は、関係機関と連携する必要がある場合、高等部3年生に限らず行っています。

*中学部体験・高等部体験については、学部間の移行支援がスムーズにいくように、また、児童生徒が見通しを持ちやすくするために、適切な時期に実施しています。

(3)中高等部の保護者にさせていただくこと

① 実習の手続き等に必要な書類

●中学部（2・3年生）

	書 類 名	取 り 扱 い
①	本人・保護者の願いアンケート	年度末に配付，4月に提出
②	インターンシップ保険加入申込書※	4月に配付，後日提出
③	進路相談アンケート	6月に配付，後日提出
④	体験実習 参加同意書	10月上旬頃配付，後日提出
⑤	体験実習 通勤方法届	10月上旬頃配付，後日提出

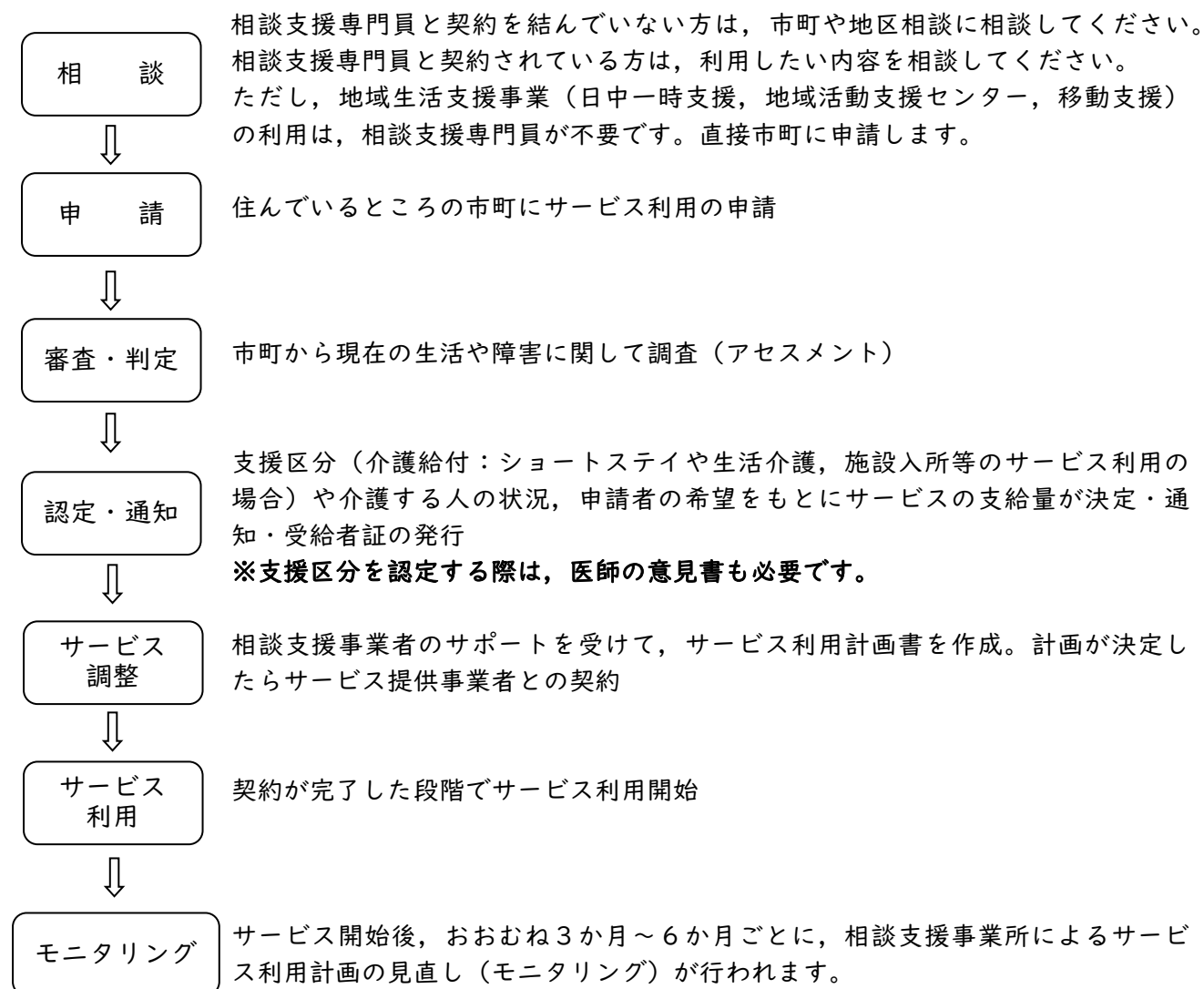
●高等部

	書 類 名	取 り 扱 い
①	本人・保護者の願いアンケート	新入生ガイダンスで配付，4月に提出（1年生） 年度末に配付，4月に提出（2・3年生）
②	進路相談希望調査	4月に配付，後日提出
③	インターンシップ保険加入申込書※	4月に配付，後日提出
④	現場実習先最終希望（確認）調査	4月上旬配付，後日提出（2・3年生） 9月上旬配付，後日提出
⑤	現場実習・体験実習 参加同意書	5月下旬配布，後日提出 9月下旬配付，後日提出
⑥	現場実習・体験実習 通勤方法届	5月下旬配布，後日提出 9月下旬配付，後日提出

*インターンシップ・ボランティア等体験活動保険賠償責任保険に毎年加入します。体験実習活動中に他人にケガをさせたり，他人の財物を破壊したりした場合に保険金が支払われます。保険料は250円で，加入した翌日から年度末まで対応できます。

② 福祉サービス利用の手続き

福祉サービスを利用するには、下記の手順での手続きが必要です。



放課後等デイサービスやショートステイなど在校中から福祉サービスを利用している方は、すでに相談支援専門員が計画を立てています。利用していない方は、進路先が決まるときに相談支援事業所を選ぶことから始まります。ただし、就労継続支援事業所を進路先に考える場合、※就労選択支援を利用する際に相談支援事業所を決めることになりますので、ご注意下さい。（福井市の場合）

※坂井市はセルフプラン（自分で計画を立てて提出）で就労選択支援を利用しますので春の実習地点で必ずしも相談支援を決める必要はありません。ただし、卒業後に就労継続支援事業所を利用する際は相談支援事業所とつながっている必要がありますので、先の見通しを持って早め早めに準備を進めていくことが必要です。

※就労選択支援（令和7年10月1日施行）

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

3 卒業後の進路について

(1) 日中活動の場（進路先）について

卒業後の進路には、一般就労と福祉的就労や生活介護などの障害者福祉サービスの利用があります。卒業したらずっと同じところに行くという訳ではありません。就労継続支援事業所に進路先を希望する場合、就労選択支援の利用が必要になりますが、就労継続支援B型に進んだとしても、ステップアップは可能です。逆に体調等を崩し、就労が難しくなる場合もあります。卒業後の様々な生活を見越した進路に関する情報が必要です。

一般企業への就労

一般の雇用では特別な支援は受けられません。企業は、規模に応じ障害者を雇用する義務を負っており、本校卒業生は障害者枠での雇用になります。その場合、障害者手帳を持っていることが必要となります。本校では、ふっとわーく（福井障害者就業・生活支援センター）等の関係機関と連携し、本人のニーズに合った現場実習先で実習をしていきます。就労の際は、ハローワークを通して「障害者専用求人」に応募し、紹介状、履歴書、面接などのやり取りを行っていきます。



近年、一般企業への就労では、障害特性を理解していただける企業が増えてきました。その中で離職しないために必要なのは家庭のバックアップです。企業の求めるものを真摯に受け止めて、お子様を励ましていく姿勢が大切になってきます。一般就労は基本的に相談支援専門員の支援は受けられませんが、地区障がい相談支援（福井市、あわら市）、ふっとわーく（嶺北地方、本校では福井市、あわら市の方）、または坂井市障がい者相談支援センター（坂井市）等につないでいます。

福祉的就労

以下の事業は障害者福祉サービスなので、市町の福祉課でサービスの申請、相談支援専門員の計画相談を経て、サービスの支給決定、受給者証の発行が必要です。

①就労移行支援（一例：工賃0円～2万円程度、勤務時間9：00～16：00）

一般就労を希望する障害者に、一定期間における生産活動や、その他の活動の機会（施設外就労など）を提供します。また、就労に必要な知識や能力の向上を目指した訓練を行います。通常2年間で一般就労に結びつけていきますが、延長して3年間ということもあります。



卒業後すぐ一般就労ではなく、就労移行支援事業所でしっかり育てていただくからの方が離職にならずに良い場合があります。また、本人に力があるなら就労継続支援B型ではなく、就労移行支援で試していくことも若いうちだからこそ大切になってきます。また、ジョブコーチ支援、就労定着支援事業など一般就労した方のサポートをしてくれる制度があり、就労したら終わりではなく、定着まで見守る支援体制ができてきています。

②就労継続支援A型（雇用型）（一例：給料7万円程度、勤務時間9：00～14：00）

一般の企業で働くことが困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会を提供します。雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人です。就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に関わりつかなかった人や卒業時には一般企業への就労が難しい特別支援学校卒業者、一般企業を退職した人などが対象になります。雇用契約を結ぶので、ハローワークを通して紹介状、履歴書、面接が必要です。

＊令和9年4月以降、就労継続支援A型の利用を希望する場合には「就労選択支援」（移行支援事業を利用し、「就労アセスメント」の手法を用いて移行支援事業の方から調査・評価を受けること）の利用が必要になります。



一般就労共々最低賃金の保障はありますが、本人の能力によって最低賃金を保障しなくても良いとする制度があります。また、勤務時間は4～5時間程度でしたが、国の指導が入り5時間以上の事業所が増えています。雇用契約を結ぶので副業（アルバイト）はできません。移動支援、居宅介護（家事援助）、短期入所（区分1以上）など暮らしのサービスは併用できます。

③就労継続支援B型（非雇用型）（一例：工賃1万円～2万円程度、勤務時間9：00～16：00）

A型と同様に、一般の企業で働くことが困難な障害者に、就労の機会や生産活動の機会を提供します。利用期限は定められていません。就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に関わりつかない人や年齢や体力面の問題で一般で雇用されることが困難になった人たちも対象になります。

＊学校卒業後、就労継続支援B型の利用を希望する場合には「就労選択支援」（移行支援事業を利用し、「就労アセスメント」の手法を用いて移行支援事業の方から調査・評価を受けること）の利用が必要になります。基本的には高等部3年生春の現場実習でアセスメントを行います。福祉サービス利用となりますので、相談支援専門員を決めて移行支援事業所との契約を行うこととなります。すでに相談支援専門員が決まっている生徒は相談員と連携して進めていきます。（ただし、坂井市の場合はセルフプラン（個人でサービス等利用計画を立てること）で利用することになります。



就労アセスメントでは、本人の強みと課題が外部からの評価で分かりやすく提示されることで、本人の能力が客観的に分かります。本人・保護者・学校・相談支援専門員・行政・事業所等が集まって「評価会議」を行い、どの事業が適しているか評価されます。その時点で「就労移行支援事業が適している」と評価されても、最後には本人・保護者の希望で「就労継続支援B型」に行くことができます。B型でもスキルアップが求められています。

生活介護

障害者支援施設等において、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。（区分認定調査が必要になります。支援区分3以上）



生活介護事業所にもいろいろその事業所の特徴があります。作業をして工賃をもらう事業所がある一方で、創作的な活動やレクリエーション活動でゆったり過ごす事業所もあります。お子さんによってどこが適しているか見学・体験を行って決めていく事になります。集団を意識して支援する事業所、個別対応中心の事業所といろいろです。

自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。「生活リズムを整え、社会に出るための基盤を作りたい」、「今すぐは不安だけれど、将来は就労し自立したい」、「病気や障害とうまく付き合いながら自分らしく生活できるようにになりたい」というような方が対象となります。標準利用期間は2年間です。

地域生活支援事業

障害者及び障害児が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により**市町が直接事業**を効果的・効率的に実施しています。主に日中活動の場として以下の二つの事業が特徴的です。

○地域活動支援センター事業

地域で生活している障害者が利用できる通所施設です。日中の居場所作りや生きがい作り、日常生活での困りごとを相談できる機会の提供などを行い、地域社会との交流を促進する役割を担っています。具体的には、レクリエーション活動、手工芸品等の創作活動のスペースの提供、公園の掃除等の環境美化活動などを行っています。事業所により活動や取り組みは異なります。

○日中一時支援事業

見守りの中で日中における活動の場を確保するものです。家族の就労支援や一時的な休息を図ることが目的とされています。（単独でこれらの福祉サービスを利用する場合は、**計画相談は必要ありません**。直接市町の福祉課に支給決定していただきます。もちろん、相談支援専門員に相談し、助言を受けながら利用に向けて動いていく形もとれます。）



就労以外にも様々な選択肢があります。上で紹介したように、自立訓練や地域活動支援センターで生活リズムを整えたり、自信を付けたりして就労を目指していく道もあります。卒業生の中には、就労継続支援B型と地域活動支援センターや日中一時とを組み合わせる生活デザインしている家庭もあります。お子さんにとって最適な居場所や将来設計を考えていけると良いです。

(2)生活の場について（本校の生徒に関係するもののみ）

居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。（区分認定調査が必要になります。支援区分Ⅰ以上）



保護者が不在や病気のとき、家庭にて家事などの生活を自立に向けて援助していただいたり、食事や入浴などの見守りをしていただいたりすることができます。日中活動のサービスは保護者の就労時間より朝遅く始まり、帰りも早く終わるので、保護者が出勤してから、あるいは帰宅するまで、家で見守りを願うことができます。卒業生の方には、一人暮らしをする中で居宅介護のサービスを使って、家事の練習やサポートを受けている方がいらっしゃいます。

行動援護

障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護，排せつ及び食事等の介護，その他行動する際に必要な援助を行います。（区分認定調査が必要となります。支援区分3以上）



居宅介護や移動支援との違いは，障害の重い方へのヘルパーさんであることです。よって，障害特性を理解している専門性のあるヘルパーさんに来ていただくことになります。外出時だけではなく，家庭の中でも危険回避が困難な方に対応します。

移動支援

地域における自立生活及び社会参加を促すために，屋外での移動が困難な障害者等について外出支援を行います。市町の地域生活支援事業の一つです。



公共交通機関等を使って習い事など余暇支援（スイミング等）に同行していただくことができます。個別対応だけでなく，数人のグループにも対応しますので，友達同士で出掛けたい場合にも使えるサービスです。ヘルパーさんの車に乗って出掛けることはできません。また，**通勤や通学支援には利用できません**。とても魅力的な事業ですが，ヘルパー不足という課題もあるようです。

*こうした暮らしのサービスは，自宅で暮らす場合に利用できるサービスで，短期入所や施設入所では併用できません。グループホームに入居したら，ホームが自宅になるので利用できます。

短期入所（ショートステイ）

保護者が病気などの場合やその他の理由により，短期間施設に入所して保護を受けることができます。保護者のレスパイト（一時的休息）や本人の自立という目的で利用できます。（区分認定調査が必要となります。支援区分1以上）



在学中の間から緊急時や将来に備えて練習する方が増えています。

施設入所支援

施設に入所する障害者につき，主として夜間において，入浴，排せつ及び食事等の介護，生活等に関する相談及び助言，その他の必要な日常生活上の支援を行います。（区分認定調査が必要となります。支援区分4以上，及びその他やむを得ない事情により，通所によって訓練等を受けることが困難な場合）

共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む障害者に、住居において共同生活を営むための相談や日常生活上の援助を行います。共同生活介護のサービスであった夜間の入浴・排せつ・食事の介護も含まれます。



親亡き後のことを考えると、施設入所やグループホームには高い関心が寄せられています。しかし、現在施設入所はどこも満員で、待機でいっぱいなのが現状です。また、グループホームも事業所がいくつか作っていますが、タイムリーに空きがないのが現状です。また、施設入所やグループホーム利用以外にも、居宅介護でヘルパーさんの力を借りたり、日常生活自立支援事業を活用し金銭管理のサポートを得たりしながら一人暮らしをするなど、多様な暮らしの形態が考えられます。本人や相談支援専門員との話し合いを重ねながら、お子様の自立について考えたり、準備を進めたりすることが大切だと感じます。

余暇に役立つ情報



福井市の居宅介護部会が作成した、「みつけよう！じぶんのやりたいこと」というクラブ・サークル紹介のハンドブックがあります。美術関係、スポーツ関係など休日を過ごせる場所の情報が載っています。「働く」ことと同じくらい「充実した余暇を過ごす」ことは将来の生活において大切です。ご覧になって、お子様の興味あるものがあれば、一歩踏み出してみるのも良いかもしれません。

https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/club_d/fil/yokashienR5.pdf



お金に関すること

「将来の子供の収入はどのようになっていくのか」気になるころだと思えます。本校の卒業生の様子を伺ってみると、大抵の方は**工賃収入＋障害基礎年金**で生活しているようです。

工賃・・・就労継続支援B型の平均は2万円程度、就労継続支援A型の平均は7万円程度、就労移行支援は訓練の意味合いが強く、B型よりも工賃が少ない所や工賃自体がない事業所もあります。

一般就労の場合（給料）は就労時間によって収入が大きく変わります。企業によって賞与が出る場所、スキルアップによって昇給がある所など、様々です。

障害基礎年金・・・申請し、支給が決まると20歳からもらえます。障害の程度によって、1級と2級に分かれます。

1級・・・年額 約97万円（月 約8万円） 2級・・・年額 約78万円（月 約6万4千円）です。申請には診断書、病歴・就労状況等申立書等の書類提出が必要です。診断書については、**精神科の医師**に書いていただくことになります。（小児科の担当医が書いてくれるなど例外もあります。今かかっている医師に確認が必要です。p22 4（5）医療機関も参考に）申立書は生まれてから20歳になるまで、どんな困り感があったかを詳しく記入していく必要があります。小学部のうちから、少しずつ困り感を書き留めておくと良いそうです。

(3)卒業生の進路先（過去5年分）

①障害者福祉サービスの事業所一覧

就労移行支援

事業所名	住所	卒業年度				
		R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
足羽福祉会 パステル	福井市			●		
足羽福祉会 足羽ワークセンター	福井市				●	
前進主義ふくい	福井市					●
ワークハウス	福井市					●
つづきの家	坂井市				●	

就労継続支援A型（雇用型）

事業所名	住所	卒業年度				
		R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
ほのぼのハーツふくい事業所 カタログセットセンター	福井市					●
ワークハウス：ベジテラス	福井市				●	

就労継続支援B型（非雇用型）

事業所名	住所	卒業年度				
		R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
あおい福祉会	福井市		●			
足羽福祉会 足羽サポートセンター	福井市					●
うめのき	福井市					●
きらく	福井市		●			
虹の会	福井市		●		●	

事業所名	住所	卒業年度				
		R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
フィール	福井市	●				
わーく On ここね	福井市		●			
ワークハウスらしく	福井市	●				
山崎金属ベア	福井市	●				
産直市場ピアファーム	坂井市	●			●	
はんだか就労支援事業所	坂井市				●	
ハスの実パン工房	あわら市		●			●
ハスの実わくわくセンター	あわら市					●

生活介護

事業所名	住所	卒業年度				
		R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
足羽福祉会 足羽スマイル	福井市			●		
くまっこクラブふくい	福井市			●		
希望園	坂井市			●		
ハスの実の家	あわら市			●		

共同生活援助（グループホーム）

事業所名	住所	卒業年度				
		R 6	R 5	R 4	R 3	R 2
グループホーム おーるわん	福井市	●				

②一般就労先

福井大学業務支援室※	セーレン（株）	前田工織	清風荘
まつや千千	灰屋	ヤマト運輸	ハニー大宮店
ヤスサキワイホーム	コメリパワー	ココス	福井村田製作所
GU	クスリのアオキ	大津屋	サンプル
ミスタードーナツ	ネッツトヨタ	PLANT－3	



※「福井大学業務支援室」は福井大学における知的障害の方の一般就労先です。本校の卒業生が多く働いています。作業内容は花壇の整備，キャンパス内清掃，パソコン業務，印刷業務，大学が配付する資料の封入作業等です。現在14名の方が雇用されています。（R7. 3月現在）

（４）障害者総合支援法

障害者福祉サービスについては，平成 25 年 4 月 1 日に施行された法律「障害者総合支援法」に裏付けされています。正式な名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。下記の厚生労働省，全国社会福祉協議会による，障害者総合支援法をわかりやすく説明したパンフレット「障害福祉サービスの利用について（2024 年 4 月版）」をご覧ください。

https://www.shakyo.or.jp/download/shougai_pamph/date.pdf



4. 資料（関係機関）

一般就労においても，福祉的就労においても，関係機関との連携が重要です。手続き上，必ずお世話になる機関もありますし，希望して利用できる制度もあります。

（１）一般就労

関係機関の名称	住所・電話番号など	支援内容
ハローワーク福井 福井市・永平寺町・春江町	ハローワーク福井 福井市開発 1-121-1 電話：0776-52-8150	実習先の斡旋（障害者専用求人），就労時の契約に関する支援，就労に関する援護制度の利用
ハローワーク三国 春江町以外の坂井市・あわら市	ハローワーク三国 坂井市三国町覚善 69-1 電話：0776-81-3262	※就労継続支援 A 型事業を利用する場合もハローワークへの求職登録が必要になります。
福井障害者職業センター	福井市光陽 2 丁目 3 番 32 号 電話：0776-25-3685 FAX：0776-25-3694	卒業後のジョブコーチ支援，職業準備支援（卒業後 再就職の支援，休職後の支援）
ふっとわーく 障害者就業・生活支援センター	福井市三郎丸 4-303 電話：0776-97-5361 FAX：0776-97-5362	卒業後の就業及び生活の相談支援

(2) 福祉的就労

関係機関の名称	支 援 内 容
各市町の福祉課 ※ 1	福祉サービスの申請手続き (必須)
相談支援事業所 ※ 2	福祉サービスの利用に関する相談支援
進路先の事業所	福祉サービスの実施

※ 1 各市町の福祉課 [福祉サービスの申請手続き]

【福井市】 福井市役所 福祉保健部 障がい福祉課 住所：〒910-8511 福井市大手3丁目10-1 (福井市役所 別館1階) 電話：0776-20-5435 F A X：0776-20-5407
【あわら市】 あわら市役所 市民福祉部 福祉課 住所：〒919-0692 あわら市市姫3丁目1番1号 電話：0776-73-8020 F A X：0776-73-1350
【坂井市】 坂井市役所 福祉保健部 社会福祉課 住所：〒919-0592 坂井市坂井町下新庄1-1 (坂井市役所 本庁1階) 電話：0776-50-3041 F A X：0776-68-0324
坂井市役所 三国支所 福祉関係 住所：〒913-0042 坂井市三国町中央1丁目5-1 (みくに市民センター内) 電話：0776-82-8900, 82-8901, 82-8902 F A X：0776-82-6970, 82-3852
坂井市役所 丸岡支所 福祉関係 住所：〒910-0242 坂井市丸岡町西里丸岡第12号21番地1 (丸岡支所1階) 電話：0776-68-0801, 68-0803, 68-0804 F A X：0776-67-0094
坂井市役所 春江支所 福祉関係 住所：〒919-0492 坂井市春江町随応寺17-10 (春江支所1階) 電話：0776-51-9401, 51-9403 F A X：0776-51-2002, 51-9423

※ 2 各市町の相談支援事業所 [福祉サービスの利用に関する相談支援]

福井市の特定相談支援事業所一覧

※身体…身体障害者 知的…知的障害者 精神…精神障害者 児…児童

名称	所在地	身 体	知 的	精 神	児	電話番号
あすわ相談支援事業所 リアン	福井市米松2丁目6番28号	●	●	●	●	0776-88-0001
障がい相談支援センターふくい	福井市下六条町217番4			●	●	0776-41-8558
相談支援事業 あゆみ	福井市新保町16字両駒造3番地2		●	●	●	0776-57-1119
相談支援事業所 はるもにあ	福井市志比口2丁目11番13号 ハーツ志比口2階	●	●	●	●	090-1871-4636
相談支援事業所 若越ひかりの村	福井市島寺町67-30	●	●	●	●	0776-98-3600

名称	所在地	身体	知的	精神	児	電話番号
わいわいポケット	福井市福町 28-49	●	●	●	●	0776-34-8112
Orange kid's Care Lab.	福井市灯明寺 3 丁目 3511	●	●	●	●	0776-21-3339
地域相談支援センター たけのその	福井市グリーンハイツ 6 丁目 111 番	●	●	●	●	0776-97-8360
みどりの森社会復帰センター 相談支援事業所	福井市文京 2 丁目 6-10			●		0776-63-5038
げんき相談支援事業所	福井市高木中央 2 丁目 602 番地	●	●	●	●	0776-52-8991
たんばぽ相談支援事業所	福井市光陽 2 丁目 17 番 26 号	●				0776-23-1558
すだちの家相談支援事業所	福井市東大味町 11 字 38 番地 2		●			0776-41-3950
相談支援室ひらたに	福井市北四ツ居 2 丁目 1409 番地	●	●	●	●	080-4806-6145
相談支援センター コム・サポートプロジェクト	福井市手寄 1 丁目 4 番 1 号 A O S S A 3 階	●	●	●	●	090-1394-1212
この道グループ ライフサポートセンター	福井市 ^{とうぶ} 燈豊町第 39 号 6 番地 59	●	●	●	●	0776-50-2728
相談支援事業所 ワンネスサポート	福井市大町 1 丁目 711 番地	●	●	●	●	080-3464-9079
ほのぼののハーツ ふくい相談支援事業所	福井市開発 5 丁目 1505 番地	●	●	●	●	0776-52-1782
タクティクス相談センター	福井市木田 2 丁目 1601 アイホープガーデンビル南	●	●	●		080-4414-2341
相談支援事業所ニュートラル	福井市松本 1 丁目 56-12	●	●	●		080-8695-2818
相談支援事業所 G・S・I	福井市大手 1 丁目 1-17	●	●	●	●	0776-23-3235
相談支援事業所 ^{バンブース} B u m p s	福井市花堂中 2 丁目 2-2	●	●	●	●	0776-97-6894
相談支援 ^{アドギア} A D G E A R	福井市松本 1 丁目 56-12	●	●	●	●	090-8849-1247
やまりすの広場	福井市板垣 3 丁目 1333 第 2 M ビル	●	●	●	●	0776-63-6875
ひといき相談支援事業所	福井市経田 2 丁目 1001 フェルティ経田 204 号室	●	●	●		0776-31-0001

あわら市・坂井市の特定相談支援事業所一覧

名称	所在地	身体	知的	精神	児	電話番号
相談支援事業所 さかい	あわら市高塚 41-13	●	●	●		0776-73-2800
相談支援事業所 ハスの実	あわら市大溝 2 丁目 25 番 1	●	●	●	●	0776-73-3100
ひばりヶ丘指定 特定相談支援事業所（休止中）	あわら市春宮 3 丁目 28 番 21 号	●	●	●	●	0776-73-0144
つぐみ福祉会 あわら事業所 相談支援	あわら市山室第 72-98 番地	●	●	●	●	0776-73-1040
独立行政法人国立病院機構 あわら病院	あわら市北潟第 238 号 1 番地	●	●			0776-79-1211
相談支援事業所 ふれあいサンホーム	あわら市花乃杜 3 丁目 22 番 12 号	●	●	●	●	0776-73-5033
相談支援事業所 ひとよし	あわら市伊井 6-11-1	●	●	●	●	0776-73-0031
この道グループ相談支援事業所	あわら市舟津 47-39-1	●	●	●	●	090-7943-8148
相談支援事業所 ネクステクノリンクスあわら	あわら市温泉 5 丁目 503-1	●	●	●		080-8519-4418
相談支援事業所 サポートセンターかすみ	坂井市丸岡町本町 2 丁目 50	-	-	-	●	0776-66-0930
しいのみ相談支援事業所	坂井市丸岡町西里丸岡 15-19	-	-	-	●	0776-68-1316
相談支援事業所すまいる	坂井市坂井町蔵垣内 32-19-3	-	-	-	●	0776-72-8383
坂井市社会福祉協議会 相談支援事業所	坂井市坂井町下新庄 18-3-1	-	-	-	●	0776-67-5150
障がい相談支援センターまるおか	坂井市丸岡町西里丸岡 4-38	-	-	-		0776-66-2215
相談支援事業所けいちょう	坂井市丸岡町南横地 10-44	-	-	-		0776-97-9227
相談支援事業所 Omusubi	坂井市春江町中筋 34-40	-	-	-		0776-50-3691
ネクステクノリンクス	坂井市春江町為国平成 41 プリシエール 202 号室	-	-	-	●	080-8519-4418
この道福祉会相談支援事業所	坂井市春江町沖布目 26-16	-	-	-	●	0776-63-5500

福井市・坂井市・あわら市の基幹相談支援センターと地区相談

福井市障がい者基幹相談支援センター

0776-50-3823

併設 福井市障がい者虐待防止センター

0776-50-3853 (24時間対応)

☆福井市有楽町3番4号松坂ビル1階101

総合的専門的相談支援や体制強化、虐待や病院からの地域移行・定着支援の業務

発達障がい相談支援事業所

0776-97-5731

☆福井市志比口2丁目11-13 ハーツ志比口2階 発達障がいに関する相談、成人期の就労、引きこもりの相談支援

地区障がい相談支援事業所

障害種別を問わず、地区ごとに直ちに相談支援を行います。

① 福井市地区障がい相談支援事業所ほくとう

(担当地区：春山・松本・宝永・順化・日之出・旭・啓蒙・岡保・東藤島・和田・円山)

福井市新保町16-3-2 クローバーハウス内

0776-43-1229

② 福井市地区障がい相談支援事業所ほくせい

(担当地区：鶉・梶・鷹巣・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・中藤島・森田・河合・西藤島・明新)

福井市燈豊町43-9-3 九頭竜ワークショップ七瀬の郷内

080-8998-0033

③ 福井市地区障がい相談支援事業所なんとう

(担当地区：豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津)

福井市下六条217-4 六条厚生会 本館1階

0776-41-2334

④ 福井市地区障がい相談支援事業所なんせい

(担当地区：足羽・湊・社南・社北・社西・日新・東安居・安居・一光・殿下

・清水東、西、南、北・越廼)

福井市有楽町3番4号松坂ビル1階102

0776-50-6572

坂井市障がい者相談支援センター

坂井市役所 福祉総合相談課

坂井市下新庄1-1

0776-50-1971

あわら市障がい者基幹相談支援センター

この道グループ相談支援事業所

あわら市舟津47-39-1

090-7943-8148

障がい者相談支援事業所

相談支援事業所 ハスの実

あわら市大溝2丁目25-1

0776-73-3100

相談支援事業所 さかい

あわら市高塚41-13

0776-73-2800

※福祉サービスを利用していない方でも地区障がい相談支援事業所に相談できます。相談支援専門員さんがついている場合は、まずは相談支援員さんに相談していただくといいますが、ほかの意見を聞きたい場合や、地区障がい者相談支援事業所で対応が困難な事例に関しては、基幹相談支援センターが後方支援に入り、手厚くサポートしてもらえます。

（３）他の専門機関

障害の特性に応じた専門的な相談をしたい場合に応じてくれる機関です。本校でも児童生徒のニーズに応じ、連携をとって必要な支援を共に考えていきます。

名称	所在地
福井県発達障害児者支援センター スクラム福井	福井市光陽２丁目３－３６（福井県総合福祉相談所内） TEL：０７７６－２２－０３７０ FAX：０７７６－２２－０３７１

（４）各地区の福祉ガイドブック

障害に関する相談窓口の紹介や、福祉サービスの内容、利用する際の流れなどを紹介しています。ぜひご活用ください。

- ・福井市 支援が必要な児童のためのハンドブック 作成：福井市福祉部障害福祉課

https://www.city.fukui.lg.jp/fukusi/sfukusi/sonota/p025642_d/fil/support-handbook2.pdf



- ・坂井地区 障がい者福祉ガイドブック 作成：坂井地区障がい児・者総合支援協議会

<https://www.city.fukui-sakai.lg.jp/shakai-fukushi/kenko/fukushi/shogaisha/guidebook/documents/guidebook2023.pdf>



(5) 医療機関(精神科・心療内科)

病院

名称	所在地	電話番号
県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151
県立すこやかシルバー病院	福井市島寺町93-6	0776-98-2700
医療法人三精会 こころの森病院	福井市大島町柳301	0776-36-5622
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	0776-23-1111
福井厚生病院	福井市下六条町 1-6-1	0776-41-3377
福井中央クリニック	福井市松本 4-5-10	0776-24-2410
福井病院	福井市江上町55-20-4	0776-59-6600
福仁会病院	福井市文京 5-10-1	0776-22-7133
松原病院	福井市文京 2-9-1	0776-22-3717
福井大学医学部附属病院	永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111
たけとう病院	勝山市野向町聖丸10-21-1	0779-88-6464
みどりヶ丘病院	鯖江市三六町 1-2-6	0778-51-1370
武生記念病院	越前市小松 2-7-25	0778-22-2887
猪原病院	敦賀市ひばりヶ丘町249	0770-22-3558
市立敦賀病院	敦賀市三島町 1-6-60	0770-22-3611
敦賀温泉病院	敦賀市吉河41-1-5	0770-23-8210
嶺南こころの病院	三方上中郡若狭町市場24-18-1	0770-62-1131
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990

診療所

名称	所在地	電話番号
菜の花こころのクリニック	坂井市春江町江留下高道36-1	0776-51-7087
メンタルクリニックもりた	福井市定正町1380	0776-55-1377
木原クリニック	福井市四ツ井 1-17-30 フジビル 2 階	0776-50-1556
貴志医院	福井市市波町24-5	0776-96-4012
たけうちクリニック	福井市乾徳 1-1-17	0776-23-1212
ドクター・ズー	福井市四ツ井 1-22-22	0776-54-8833
長谷川医院	福井市松本 4-4-24	0776-22-7441
平谷こども発達クリニック	福井市北四ツ居 2-1409	0776-54-9600
ヒロセクリニック	福井市大手 2-4-26 白沢ビル 3 階	0776-21-2456
福井心のクリニック	福井市手寄 1-4-1 A0SSA 2 階	0776-25-7777
牧田心療内科クリニック	福井市大手 3-1-1 システム大手ビル 2 階	0776-30-0160
むかい心療内科クリニック	福井市木田 3-2402 アクアロードビル 2 階	0776-33-3088
こまつクリニック	福井市高柳町 2-1301 レインボービル 2 階	0776-43-0558
こころとからだクリニック福井	福井市新田塚 2-32-16	0776-21-0556
津田クリニック	鯖江市平井町43-1-3	0778-62-0222
みつや心療クリニック	鯖江市五郎丸273	0778-42-5606
桑原心療内科クリニック	越前市国府 1-6-2	0778-21-1161
萩の実ストレスケアクリニック	敦賀市清水町 2-11-16	0770-22-2482

福井県ホームページ記載の「ふくい精神保健福祉マップ」の情報の一部です。参考にしてください。